

第827回 紫波町農業委員会総会議事録

令和4年12月20日開催

紫波町農業委員会

第827回紫波町農業委員会総会 議事録

第827回紫波町農業委員会総会は、令和4年12月20日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和4年12月20日(火) 午後1時30分から 午後2時30分

2 開催場所 紫波町役場 302会議室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画(所有権移転)に対する意見の決定について

日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

日程第10 議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第11 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (11名)

1番 佐藤武士君 2番 菅川正君

3番 高橋伸夫君 5番 横沢一則君

6番 玉山泉君 7番 佐藤廣志君

8番 工藤姫子君 9番 藤原和夫君

10番 滝浦新悦君 11番 中村成志君

12番 岡市充司君

5 欠席委員 (1名)

4番 百濟和至君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第16条第1項及び第2項の規定により出席した説明員

事務局長 藤根あけみ君

主任 横沢三重子君

○事務局長(藤根あけみ君)

ただ今から、第827回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

ご苦労様です。

年末の何かとお忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。今年も色々ありましたが、いよいよ今日が今年最後の総会となります。

今年の漢字一字というのが「戦」でしたけれども、これはロシアによるウクライナ侵攻によるものですが、一方では肥料や飼料の高騰を招き、我々農業者にとっては今後もますます経営が厳しくなることが容易に想像されます。さらには米余りからの転作継続も予定されており、このままでは9.3%の農家が赤字になり、農業に見切りをつけることによって、耕作放棄地が増ええることも心配されております。

日本の食糧需給率はカロリーベースで38%、つまり62%の食料は外国からの輸入に頼っている現状です。世界的には慢性的な食糧不足が続いており、またお隣の中国では経済発展が目覚ましく、食糧の輸出国から輸入国へと変わりつつあります。輸入食品の値上げも続いており、この輸入に頼った食生活がやがて行き詰まることは目に見えています。

国の安全保障の面から考えても国内生産可能な食糧は、たとえ割高となっても海外から輸入せず、国内で賄えるようにしていかなくてはならないと思います。

このことについては、12月1日に衆議院議員会館で実施されました岩手県選出の国会議員との懇談会の席上でも要請してきたこともあります。いまだに新型コロナウイルスの感染が進み、人・農地プランの実質化はなかなか思うような活動ができませんでした。来る2023年にはぜひ、新型コロナウイルスの完全終息を願うものです。

それでは本日の総会審議よろしくお願ひいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立了いたしました。欠席通告は、4番、百濟和至委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において11番 中村成志委員、1番 佐藤武士委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が 28件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について、通知が4件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について、通知が17件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第3号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について、通知が7件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案9ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、12月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。農地法第3条の許可要件については、お手元に配布されている農地法第3条調査書の要件を審査しております。

付議番号1番は、譲渡人である■■■さんから妹である■■さんへ遺贈をするものであります。遺贈の内容は■■■さんが不動産を贈与するものであり、遺言公正証書に基づいて執行するものであります。譲受人の■■さんは■■■さんが耕作していた農地を引き継ぐこととなり、一部作業委託を利用しながら息子夫婦と3人で耕作することで問題がないものと思われます。

付議番号2番は、譲受人の■■さんがシイタケの栽培に利用するため■■さんの農地の貸借を依頼したところ、■■さんが耕作できなくなってきたことから贈与を受けることになったものであります。譲受人の■■さんは水稻、キュウリ、シイタケの栽培を経営作物としており、自己完結型の経営を行っている認定農業者であるため、耕作管理には問題ないものと思われます。

以上につきまして状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会での審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定については、

原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

本案につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に■番、■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(■■委員 退席)

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案10ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

本案件につきましては、12月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は12月23日公告予定です。本会でのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第2号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。本案は、■■■■委員が利用権を設定する、新規1件の農用地利用集積計画の審議です。

付議番号1番は■■委員が所有する田を認定農業者の■■■さんに依頼するものであります。■■委員が果樹栽培に専念するため、水稻の耕作について、これまで作業委託をしていた認定農業者の■■■さんに耕作を依頼するものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

本案につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に ■番、■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案11ページをご覧ください。議案第3号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、12月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は12月23日公告予定です。本会でのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。本案は、■■■■委員が利用権の設定を受ける、代替わりによる新規1件と更新4件の農用地利用集積計画の審議です。

付議番号1番から5番まで、いずれもこれまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、

原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

■■委員の復席を求めます。

（■■委員 復席）

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案12ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、12月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は12月23日公告予定です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第4号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。本案は、新規15件、更新132件の審議です。

付議番号1番から3番は、認定農業者の■■■さんが借り受けようとするものであり、1番の■■■■■さんと3番の■■■■■さんは親子であり、2番は■■■さんと■■さんの共有分であります。■■さんがこれまで耕作を依頼していた方が耕作できなくなつたため、■■■さんに耕作を依頼するものであります。■■さんは、複合経営を営んでいる農家であり、息子さんも経営に携わっているため、耕作管理には問題がないと思われます。

付議番号4番は、■■さんが高齢となり農地の管理が困難となつたため、今まで作業委託を依頼していた■■さんに耕作すべてを依頼することになつたものであります。

付議番号5番は、■■さんが耕作できなくなっていた農地を整備して、農事組合法人■■■が借り受けることになったものであります。

付議番号6番と7番の貸手である■■■■■さんと■■■■■さんは親子であり、■■■■■さんが体調不良となつたことから耕作が困難となつたため、認定農業者である■■さんに耕作を依頼するものであります。

付議番号12番は、体調不良となった■■さんが農業の担い手がないことから、■■■さんに耕作を依頼したものです。■■■さんは、親子で農業を営んでおり、安定した農業経営が期待されるものであります。

付議番号13番は、■■さんが個人に作業委託していたものを、正式に農事組合法人■■■に貸借権を設定するものであります。

付議番号14番は、当該農地は■■さんが所有する農地のうち、自宅から遠方にあるため以前から耕作を依頼していたものであります。今までの耕作者が死亡したため、株式会社■■■■に耕作を依頼するものであります。

付議番号15番は、■■さんが体調不良となり、農業の担い手がいないことから、■■さんに耕作を依頼したものです。■■さんは若手の農業者であり、■■さんが所有する近隣農地をすでに借りて耕作していることから耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号16番から30番は代替わりにより新規契約となったもの、付議番号31番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきものとしたものです。

以上が審議経過でございます。よろしくご審議お願いいいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案31ページ、調査資料につきましては5ページ以降に位置図を示しておりますのでご覧ください。

（議案書朗読）

本案件につきましては、12月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は12月23日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第5号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、農地所有者の■■さんは水稻と果樹を作付けしておりましたが、水稻の耕作が困難になったため、主に水稻を作付けしている■■さんが農地を取得するものであります。■■さんは、息子が農作業の補助を行っており、安定した経営が見込まれることから良好な耕作が期待されます。

付議番号2番、3番は■■さんが農地を取得するものであります。譲渡人2番の■■フジ子さんは3番の■■■■さんの農地と組田になっている農地であり、3番の農地と一緒に■■さんが取得するものであります。

付議番号3番の農地所有者である■■■■さんは、町外に居住しており、通作ができないため農地を手放すものであります。農地を取得する■■さんは自己完結型の認定農業者であるため、耕作管理には問題がないものと思われます。

付議番号4番、5番は■■さんが取得するもので、付議番号4番の■さんは農地の売却を希望しており、今まで当該農地を耕作していた方の親戚である■■さんが、取得することになったものであります。

付議番号5番の■■さんは相続で取得した農地でしたが、■■さんが耕作していた農地であったため、利用権設定の更新を機会に■■さんが取得することになったものであります。譲受人である■■さんは、自己完結型の認定農業者であり、耕作管理には問題がないものと思われます。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案33ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてご説明します。

（議案書朗読）

本件につきましては、12月14日に農地調整小委員会において審議されております。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第6号、農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番から3番は、すでに配分されている農地について、配分先を変更しようとするものであります。

付議番号1番の■■さんは、農機具一式を所有している認定農業者であり、野菜等を作付けして、協力者と観光農園を視野に入れた農地の整備を予定しております。農地の耕作についてはこれまで所有農地を適正に管理しており良好な耕作が期待できます。

付議番号2番と3番の■■さんは、当該農地の近隣農地を耕作している若手の認定農業者であることから、良好な耕作管理が期待できます。

当該農地の転貸を受ける■■さんと■■さんは、農地中間管理事業の借受け希望者として登録された優良な農業者で、地域の担い手として実績があり、営農継続性が認められていることから問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第10 議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案書34ページ、調査資料は10ページになります。議案第7号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。

(議案書朗読)

本案につきましては、12月14日に現地調査を実施しております。当該証明書の交付の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番（高橋伸夫君）

議案第7号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、申請されました2筆について、12月14日に私3番委員と、長谷川推進委員、橋推進委員3名で現地調査を行ったのでご報告いたします。

この資料にありますとおり長辺の両側に2筆の適用外証明の農地があり、すでに宅地として使われているというよりは、公衆用道路として使っているということ、それから周辺については、隣接する町道、原野などがありますが、農地はないということで宅地周辺の点在する農地の現況にあわせた適正利用をするというのは問題がないものとして報告いたします。以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

○議長（岡市充司君）

なければ質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第11 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は35ページをご覧ください。申請件数は6件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、12月14日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

3番委員。

○3番（高橋伸夫君）

議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、申請された6件について、12月14日に長谷川顕幸推進委員、橘推進委員、私、事務局とで現地調査を行ったのでご報告いたします。

付議番号1番、片寄の畠2筆につきましては、西側の高速道路の法面に接して、南北は畠及び南は杉林に接しているということで周辺農地に影響はないものと見てきました。

付議番号2番の彦部の3筆につきましては、456号線と新幹線が交差する3点を道路で国道と新幹線と隣接するということで周辺の農地への影響はないものと見て参りました。

付議番号3番の桜町字中桜の1筆につきましても、希望ヶ丘線の一中の前の交差点の角地になっており、周囲は三辺の道路、畠の一角で周囲への農地への影響はないものと見て参りました。

付議番号4番の朝日田の畠1筆でございますが、先ほど議案第7号で付議番号1、2の地番についている両端が議案第7号の1番と2番でその真ん中にある畠のことで、ここは住宅地に囲まれた点在する畠ということで周辺の農地への影響はないものと見て参りました。

付議番号5番、犬吠森の畠でございますが、三面が北上川堤防、一面が宅地、それからもう一面の南側が畠と接していますけれども、周辺農地への影響はないものと見て参りました。

付議番号6番の朝日田の畠1筆でございますが、ここも宅地に囲まれた小面積の畠であったということで家に隣接しておりますし、周辺農地への影響はないものと見て参りました。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、

原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第827回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分 閉会

紫波町農業委員会会議規則第30条第2項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員